

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中村 敦） 議場の皆様にお願ひです。スマートフォンは音の出ない設定をお願いいたします。

ここで報告の件があります。

総務文教委員会が先に行った行政視察について、報告書がまとめられました。議席配付いたしましたので、後ほど御覧ください。

また、企画課長から令和6年度市政懇談会、地区車座座談会、SHIMODAまちづくりミーティング、質問、回答、要約についての送付がありました。こちらも議席配付いたしましたので、後ほど御覧ください。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました、議第81号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第82号 下田市災害弔慰金支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第83号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第84号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例及び下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第85号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第87号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第88号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第89号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第90号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第91号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議

第92号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第93号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）、以上13件を一括議題といたします。

これより、各常任委員会から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員会、鈴木 孝委員長の報告を求めます。

鈴木 孝委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） 産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告をいたします。

1. 議案の名称。

議第83号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議第84号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例及び下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議第85号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）、本委員会付託事項。

議第88号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）。

議第90号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

議第91号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

議第92号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議第93号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）。

2. 審査の経過。

12月10日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より白井環境対策課長、吉田市民保健課長、糸賀産業振興課長、田中観光交流課長、平井建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

議第83号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

議第84号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例及び下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない条例改正であると認めた。

議第85号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）、本委員会付託事項。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第88号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第90号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第91号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第92号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第93号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） ただいま委員長より報告をいただきました議案のうち、議第85号と議第86号から3点、議第93号について、それぞれ質問をさせていただきます。

まず、議第85号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案説明の際、当局からは市内全体での施設使用料の適正化検討プロジェクトチームによる改定ではないというような説明をいただきました。

一方で、下田市が所有する市内の有料駐車場、例えばペリーロード駐車場であったり、下田市が貸付けをして間接的に有料駐車場となっております下田駅前有料駐車場、こちらはそれぞれペリーロード駐車場は令和5年度ですと使用料収入が約390万、委託料が440万ということで50万円ほどの収支のマイナス、一方、駅前の有料駐車場については下田市観光協会に貸付けをしております観光協会の収支を見ますと、借地料、管理料の支払いが約55万に對しまして、料金収入が約800万ということで、250万の利益があるという現状がございます。

こういった駐車場運営の観点で、今回の爪木崎自然公園の有料駐車場の値上げをすべきかどうか、また、併せてそういった2つの駐車場についても検討する必要があるのではないかとといった質疑や意見があったか、お聞かせいただきたいと思います。

また、この駐車場に関しましては、収支の差額が出た場合の余剰金の使い方ということで答申書のほうに公園全体の環境等に充てる旨の記載がございましたが、現状、こちらの爪木崎自然公園にあります駐車場のトイレは男子用の小便器は扉がなくオープンなものであったり、一時的に洋式便所となっておりますが和式便所に簡易的にカバーをつけたものでございます。そういった環境、トイレの改善に真っ先に充てるべきといった意見や質問があったかお聞かせいただきたいと思います。

次に、議第86号 下田市一般会計補正予算（第8号）に関連して御質問をさせていただきます。

予算書のほうの33ページ、遠方分娩施設への交通費、宿泊費、支援助成金についてでございます。

今回の補正予算については、短期的な視点では最善策かこの助成金の補正は最善策かと考えますが、また中期的、長期的な視点に立った場合どのような施策を検討すべきか、また検討していったほうがいいのではないかというような意見が、委員の中からあったかお聞かせいただきたいと思います。例えば、近隣で言いますと熱海で熱海市様、熱海市で実施しています、救急車で移送であったり、湯河原町で実施しております妊婦専用の救急車の導入など、これらについての委員会での審査の経過などを教えていただければと思います。

補正予算の2点目になります、37ページ。

はまぼうロード管理業務委託についてでございます。こちらには緑の保全という部分も踏まえた中で、緑の基本計画では各地区に身近な公園を新たに整備するとしておりますが、新たな施設の整備費や維持管理費の確保に懸念があると私は考えます。

そういった中ではまぼうロード、現状老朽化によりまして通行禁止区間が多くあると認識しておりますが、今後、吉佐美区による管理であったり、修繕方針などについて、委託費の減額という関連の中で質疑、意見があったかどうかお聞かせいただきたいと思います。

補正予算書、補正予算の3点目でございます。37ページ。

道路等包括業務委託についてでございます。こちらは当初予算において、令和6年度から令和7年度にかけて1,000万円の債務負担行為と認識しておりますが、本予算、補正予算では、2か年でさらに債務負担行為、500万円増額するというものでございますが、こちらに対する質疑の内容をお聞かせいただきたいと思います。

また、この事業については、県と包括的に市の事業を実施することで、業務の効率化を図るものであると認識しておりますが、実際にどのぐらいの事業費の削減、縮減であったり事務作業の軽減、効果があったかについて質疑や、また当局側からの回答があったかについてお聞かせいただければと思います。

最後、議第93号 令和6年度下田市一般会計補正予算にございます訴訟代理人業務委託について、委員会審査の中でどのような質疑であったり、意見があったか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） まず、爪木崎の自然公園設置管理条例の一部改正の議案についてですけれども、ペリーロード駐車場や駅前の駐車場との比較のような質問はありません

でしたが、委員からの質問として、ほかの海水浴場との比較や、あとは、この9月なども海水浴客がかなり訪れるということから、7月、8月だけの期間の駐車場を開設ではなく、9月ぐらいまで開設をするような、したほうがいいんじゃないかという要望がありました。

それに対しては、回答としてはあくまでも駐車場の開設、今回の開設は、九十浜海水浴場への開設期間に、海水浴場開設期間に駐車場開設するものであるもので、その9月ということ、9月の開設というものは考えていないということです。

そして、料金については、白浜等の海水浴場等の料金との比較をして、九十浜の海水浴場まで歩いていくのに割と時間がかかるということも、歩いていかなきゃならないということも考えると、このくらいの料金が妥当じゃないかという、そういう決め方をしているという回答がありました。

そして、遠方分娩施設への交通費・宿泊費支援助成金についてですけれども、中長期的施策に対する質問や意見があったかという質問ですけれども、委員からは、やはり熱海でのマタニティ・サポート119や、湯河原のマタニティ・サポートカーなどの先進事例があるけれども、今後どのように、どのような筋道で市民の皆様の不安解消、安全な出産サポートを進めていくのかと、いうこういう趣旨の質問がございました。

今のところ東伊豆を除く1市4町で協議をしているということで、消防に関してですね、救急車に関しては今協議をしていて、どのように進めていくかということの協議をしているということで、熱海や湯河原のその他の自治体の例も研究しながら、進めているということですが、一番その重要なことは事前登録制の形で、妊婦の情報をできるだけ正確に早く医師に届けることが必要とされるということで、事前登録をするとともに臼井医院で事前登録をすることをしっかりとやっていくということでした。

そして、臼井医院で分娩ができなくなる1月末までには協議を進めて対応していくという回答がありました。

続きまして、はまぼうロードの管理業務委託についてですけれども、今まで吉佐美区で壊れた部分を修復してきたんですけれども、はまぼうロードの橋脚の部分、土台の部分が壊れてしまってきているということで、もう吉佐美区では修復がなかなかもう不可能になったということで、専門業者に修理を委託するようになったという説明がありました。

続きまして、道路等包括管理業務委託についてですけれども、2か年で500万円の増額という、この増えた理由はどういうものかという質問がございました。

一番の原因は、資材価格の上昇ですね、それは特にコンクリートの資材価格の上昇がある

ことによって、事業費が増えていったということです。

そして、県との包括事業を進めることでメリットがどのような、このメリットがあったかということなんですが、具体的に幾らメリットがあったかというこの質問はなかったので、回答もなかったんですが、例えば国道の近くに市道が隣接していて、市道も修理が、修繕が必要な場合は、一緒に業者に頼むことによって、経費の削減ができるというケースがあるということの説明がありました。

続きまして、93号の訴訟代理人業務委託ですけれども、これについて委員からは意見として、委託の額が果たしてこれが言い値で言われているんじゃないか、妥当な金額なのかということが、どういう説明で、この値段になってるかというような質問があつて、細かい明細というんですか、細かいところまで出して、それで提示すべきじゃないかというような趣旨の質問がありました。

それに対して、回答としては顧問弁護士といろいろなほかの事例等も含めて、このくらいの値段が妥当だという判断で予算づけとなっているという回答がありました。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 爪木崎の駐車場と分娩の助成金の関係で、再度質問させていただきたいと思います。

駐車場の関係ですが、もう1個、駐車場という視点から除いて、今度、DXという視点で、下田市もデジタル自治体、デジタルトランスフォーメーションを進め始めているという認識でおりますが、そのDXの前に業務の機械化の必要性も一方であるのではないかと思います。

民間駐車場で言えば、今、人が配置して駐車場料金を収受している場所というのは限りなく少なくなっていると思いますが、今回駐車場料金を上げるということで、料金徴収の機械化という視点で、委員からの質問や意見があったか教えていただきたいと思います。

分娩の関係で、中期的な視点でという当局の御説明があったということで、今委員長から答弁いただきました1月末までに対応していきたいということは、この救急車を使った妊婦さんの事前登録の搬送を1月末までには、何かしらの形で方向性をつけるということによろしいか、再度確認させていただければと思います。

あと長期的な視点で、一部事務組合の下田メディカルセンターさんのほうに産科であったり、産婦人科の設置予定などについての質疑があったか、教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） まず、爪木崎自然公園の駐車場について、ほかの駐車場も含めてなんですけれども、DXや機械化ということについての質問はありませんでした。

また、あとはですね、遠方分娩施設への交通費、宿泊費の支援助成金についてなんですけれども、ちょっと答えになってるかちょっとよく分かんないんですけど、現状、消防による、消防車、救急車による搬送というのはなかなか難しい今状況ということですね、緊急のときに、例えばもう破水したときとか、そういうときであれば救急車は出動できるんですけども、前もって移動するということについては、なかなか今のところ難しい状況だということです。

今のところ賀茂地域で、東伊豆を除く部分で、早急に検討を進めながら、どのようにしたら上手に分娩のサポートができるかということを検討していくという回答でありました。

以上です。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） なかなか委員からもメディカルで、産婦人科医療というのはもうちょっと今のところ難しいんじゃないかという意見でした、と記憶しております。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例という名称がありますように自然公園であります。したがって、自然公園の中の駐車場料金を徴収するということは原則的にはいけないことなんです、内容は。したがって、何でこれが徴収するようになったかと言いますと、九十浜という海水浴場が近くにできて、これがお客さんが多くなるようになりまして、混雑をすると、御案内のように爪木崎のほうには須崎区がやっている駐車場や海水浴場があると、こういう状態になってまして、夏だけ徴収をしましょうと。

それは、お金をもらうということではなくて、混雑している車が事故がないように、ちゃんと整理をしましょうという意味で、そこに人を置いたと、したがって、機械等を設けてですね、管理するというのではなくて、地元のお年寄りの人たちに、この小遣い稼ぎって言うたら失礼ですけども、そういうような仕事が地元でできるように、そして、上がった収益は、爪木崎の管理運営に充てるという、こういう枠組みで、この駐車場の料金は設定をされているものですので、ほかの一般的な駐車場と、例えば観光協会がやっている駅前の駐車場と比べて云々というような、議論の立て方は、ちょっと違うんじゃないかという具合に思い

ます。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 私のほうからは駐車場、今、沢登さんがやりましたんで、あとマタニティーとはまぼうのほうの補足をさせていただきます。

市内の妊産婦の方の出産時に係る交通費と宿泊費が一部助成されるというこの制度ですけれども、去年の令和5年の11月ぐらいに閣議決定をされ、今年の4月から施行され、浜松、静岡市に次いで、今回、下田市これ採択されればですね、これが通ればですね、市では3例目になるそうです。

すなわち、これは臼井医院が分娩をやめるということと重なってることでございまして、分娩をするのに1時間以上かかるということが前提で、この支援事業が受けられるという条件が、たまたまですけれども、合わさったことによってやりましょうというようなことになっております。

市民保健課のほうでは、現在下田消防とも協議をされておまして、先ほど出ておりますマタニティー・サポート、これは救急車が事前登録をされた妊婦さんが出産のときに産院からですね、産院の先生に確認して、これはすぐに行ったほうがいいですよというようなときには活用してくださいという制度なんですけど、実は熱海の場合はですね、1時間以内というふうな規定がございまして。

というのはですね、これ消防が、ここからですね、登録制をしてここから順天堂まで、例えば仮にこれをやっただとすると、往復で3時間ぐらいの時間が浪費されるといいますか、使われてしまうので、救急車のやりくりがですね、かなり難しい状況が起こるのではなかろうかということが危惧されておまして、現在、下田消防との協議の中で、そこまではちょっと踏み込むゆとりがないというような回答が得られているということですが、今後ですね、湯河原にあるようなマタニティー・サポートか、これ揺れが、割と振動が少ない救急車ですが1,000万ほどで購入ができるということで、新しく車両購入する場合には検討していただきたいということで申し添えたところではございますが、陣痛の場合はですね、これはもう何を置いても救急車出動させますんで、御連絡いただければというような御回答も得ています。

ですから、下田市と下田消防との間でこういったことをやっていくのかということについては、話し合いが持たれているというところではございます。

そして、メディカルの産科の話ですけれども、これ産業厚生委員会にメディカルの議長で

あります浜岡議員もいらっしゃいまして、産科、正直言ってこれで承継するというのは現実的ではないと、議論がですね、産科はこの地域で無理だということを前提にして物事を組立て、考えていくべきではないかというような強い意見がございました。

ですから、こういったサポート、支援事業が行われる背景にはですね、この地域で産科がもう既にないということが前提になるというような、厳しい現実をもう突きつけられたところでございます。

それから、はまぼうロードに関してですが、現在、県の土木課のほう、土木のほうとですね、下田土木のほうと協議がされているということで、最悪ですね、予算の関係がございまして、県費でやっていただくということになっていくかというような流れの中で、この舞磯側ですね、今2本あるんですけども、舞磯側のものに関しては撤去する、維持管理はできないというようなことで撤去するような方向で、一つ話が出てるといったようなことが確認されたところでございます。

以上でございます。

それから、吉佐美区のほうは、もうこれ事業を業務委託をちょっと無理だということで、もうお返ししておりますので、今後は県と下田市との関係の中で、今後の保全と申しますか、運用に関しても話し合っていくというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

次に、総務文教委員会、土屋 仁委員長の報告を求めます。

総務文教委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁登壇〕

○議長（中村 敦） ここで暫時休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時49分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

資料について、御説明申し上げます。

産業厚生委員会審査報告書において、右のページ、（３）議第85号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定は、全会一致で原案可決は変わりませんが、理由のところが必要な補正予算であると認めたとあったところを、必要な条例改正であると認めたと差し替えております。議事の進行上、内容的に問題がなかったと判断いたしますので、これはこのまま差し替えとして議事の差戻しはいたしません。

それでは、総務文教委員会、土屋 仁委員長の報告をお願いいたします。

土屋 仁総務文教委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 大変貴重なお時間を拝借して、申し訳ございませんでした。

それでは、総務文教委員会報告を行わせていただきます。

総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1. 議第81号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

2. 議第82号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3. 議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）、本委員会付託事項。

4. 議第87号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）。

5. 議第89号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）。

6. 議第91号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、人件費。

2. 審査の経過。

12月10日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より藤井議会議務局長、須田総務課長、芹澤福祉事務所長、鈴木企画課長、大原財務課長、土屋税務課長、土屋防災安全課長、佐々木生涯学習課長、加藤会計管理者兼出納室長、平川学校教育課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1. 議第81号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

2. 議第82号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

3. 議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）、本委員会付託事項。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

4. 議第87号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

5. 議第89号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

6. 議第91号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、人件費。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 議第86号 一般会計補正予算のところでの質問させていただきます。

予算書の説明書の27ページですね、0225新庁舎建設推進事業のところの庁舎跡地利活用方針策定支援業務委託についてお尋ねします。

さきの9月議会で、否決された予算があるんですが、その中にもこの庁舎跡地利活用方針策定支援業務というのがございまして、そのほか、庁舎跡地利活用方針検討委員普通旅費東本郷庁舎西館活用可能性調査業務委託とありまして、この4つが前回否決されたわけなんですけど、その中の一つ庁舎跡地利活用方針策定支援業務委託とは、いかなるもので、どうい

う議論の中で、これが可決というようなことで推移したのかについてお尋ねいたします。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 0225の庁舎跡地利活用方針策定支援業務委託でございます。

こちらにつきましてはですね、9月補正予算に計上した内容と同様でございます。庁舎基本計画の中にもですね、4項目、庁舎跡地の機能として整理されているというところがございますけれども、今までその内容についてですね、関係者の方ですとか、市民の方ですとか、また学生さんですとか、そういった方々の意見をお聞きする機会がなかったというようなことですね、今回ですね、このワークショップを開催して、何ですか、庁内検討委員会等はあるんですが、例えば庁舎跡地にこんな機能が欲しいとか、こういう使い方をしたいというような部分についてですね、意見をいただいて、それも利活用の方針に反映したいというようなことございまして、委託の内容につきましてはですね、このワークショップを開催するための資料の作成であったり、それから当日の進行ですとか、意見の取りまとめですとか、そういったものをですね、取りまとめるというのが委託の内容でございます。

前回につきましてはですね、何て言いますか、今まで庁舎につきましては、駅前全体等一体とした整備を検討するというようなことございしましたが、前回につきましては西館の活用の検討ですとか、そういった部分があり、その部分を修正可決されたというような内容でございますが、今回につきましてはですね、このあくまでもワークショップを開催して、その中で出た意見をこの庁舎、失礼、駅前全体の整備計画に反映するというようなことございまして、そういう内容であるというようなことからですね、委員全員の賛成を得たというところでございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 産業厚生委員会のほうでもですね、建設課のほうに駅前の整備の件に関して質問させていただいておりますけれども、どうなってんですかということで、全然進んでませんというような話だったんですが、今後の流れとしては庁舎がある間は企画課が所管になって、それで、それがやがてはその駅前再開発ということになっていった段階で、建設課のほうに所管が移されていくのかなというようなイメージでいるんですけれども、その点ですね、企画課と建設課のコミュニケーションと申しますか、どういった形でこれが移行していくのかということについて議論があったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 建設課と連携が取れているのかというような質問はあったところでございます。建設課もですね、今、庁内委員会のメンバーになっているということで、その駅前の委員会についてもですね、ちょっと進めてほしいというお話はされているというふうなことでございました。

今回のこのスケジュールにつきましてもですね、跡地のワークショップで、ある程度意見が出た中でですね、今後それを駅前としてどういうふうに進めていくのか。それを建設課所管の委員会の中でですね、改めて整理をしていただきたいというふうなことは申し入れているというところでございます。

また、やはりですね、前回の補正の中でも御説明があったかと思えますけれども、事業の進捗のスケジュール感というのが、それぞれ建設課の計画ベース、それから、もし庁舎跡地ですと、できることからやっていくというようなことで、ちょっとずれが生じる部分もあるかと思えますけれども、全体の計画としては進めていきたいというようなことでございました。建設課と連携、連絡を取り合いながら進めていくというような答弁がございました。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 岡崎さんに続いて、今の点を1点だけお尋ねしたいと思いますが、調査の跡地の検討委員会とですね、この業務の作成委託とはどういう関係になるのか、お尋ねをしたいと。

それから、もう1点はこのですね、議第82号の災害弔慰金の支給に関する条例を改正をするということですが、条例を改正するからには改正をしなければならない理由というのがあると思うわけです。どんな理由があったのか。しかも、これはですね、弔慰金ですから、くださいと言ってあげるもんじゃなくて、もう役所のほうが大変だったから、どうぞお見舞金を受け取ってください、あるいは弔慰金を受け取ってくださいと、こういう精神で支給されるべきものだと思うわけです。

ですから、恐らくこれが適用になる範囲というのは災害援助法の適用を受けるとか、そういう公的な今の法体系の中でですね、災害として法的に認められているものに対する支給だと思うんですが、その辺りをどのように議論されて、どういう場合に適用になって、どういう場合に適用になんないのかと、それから具体的にこういう条例を制定しなければ困ったよ

うな事例がどうきたのかと、私は屋上屋を重ねるこの条例だと思うものですから、こんな条例をつくることはない、税務課の職員が家屋の被害を調べに行く、あるいはお亡くなりになった方はお医者さんがそれぞれ死亡届を出すと、行方不明の人は3か月なり、何か月で一定の結論が出てくると、こういう姿勢の中でですね、不幸な目に遭った方々にお見舞金を出そうというこういう精神だから、それをさらにですね、審議会までつくってですね、この交付するのが妥当かどうかを調べて交付するんだと、こんな形のものをつくればですね、全ての交付をこの審議会はかけてやるんだと、こういうことにならざるを得ないと思うわけです。

市の担当者、市の職員あるいは市長としてですね、こんな不幸な人たちには、できるだけ早くお見舞金を出す、弔慰金を出すと、こういう姿勢こそが必要であってですね、屋上屋を重ねるような、こんな弔慰金の制度をつくる必要はないじゃないのかと、法的な、つくんなきゃならない根拠の実例はどこにどんな例があったんだと、改めて再度お尋ねをしたいと。

それから、さらにこの弔慰金と見舞金ともう一つは災害になりますと、生活援護資金であるとか、家を建て替えるだとか、お金を無利子で貸していただけるという、こういう制度が災害についてあろうかと思いますが、こういう制度と、この改正、法改正とはどういう絡みに、関係になってるのか、そういう議論がされたのかどうなのか併せてお尋ねをしたいと思います。

そして、これでいきますと災害が起きてから審査委員会を設けて、そして、その審査委員会の元資料ってのは誰がどうつくるのかと、私は先ほど言いましたように職員がつくるんだと思うわけです。職員をつくったものを担当者がですね、早急に結論を出して市長が判子押して、お見舞金を出すと、こういう仕組みがですね、今までやってきた仕組みであり、これを変えなきゃならない理由というのは全くないんじゃないかと私は思いますので、お尋ねします。

しかも全議員がですね、異論もなく、こういう場合にするのがいいんだと、こういう結論を出したということですから、どういう議論をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） すみません。先ほどの庁舎跡地利活用方針策定支援業務委託と庁舎跡地利活用委員、委員の場合は前回の9月補正で修正可決ということで、その部分の委員の報酬等は減額されておりますので、その委員はいないというようなことでございます。

今回、予算計上されたものについては、先ほども申し上げましたとおり、市民であるとか、

関係者であるとか、学生さんから意見を聞くワークショップを設置して、そのワークショップに対する支援をする業務を行うというようなことの予算の計上があったというところでございます。そちらはよろしいでしょうか。

それから、災害弔慰金の制度でございますけれども、先ほど沢登議員のほうは、全てのものにお見舞金じゃない、行政のほうから支給すべきというようなお話がございましたけれども、こちらにつきましてはですね、災害弔慰金、支給を行うことができるというような規定でございます。これについては、その一定規模の自然災害で被害を被られた方に対してということでございます、例えば1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等々が上げられてございます。

直接災害の直撃を受けて、亡くなられた方等につきましてはですね、当然医師の判断、それから警察署等の判断で分かるのですが、やはりその災害関連死と呼ばれるものについては様々なケースが考えられるというようなことから、例えば災害後、1か月後、経過して亡くなられたとか、例えば以前から重篤な症状があつて、災害後亡くなられたとか、そういったものが災害関連死に当たるのかどうなのかというものを判断するために、災害弔慰金審査委員会ですか、そういったものを置くことができるというような規定になっているところでございます。

こちらについてはですね、市町村の事務ではございますけれども、災害審査委員会の事務は都道府県に委託することもできるというようなところでございまして、やはりこれについてはですね、亡くなられた方から申請が上がってきて、それを判断するという手続になろうかと思えます。

実際に、何だろう、資料を誰が作るのかとか、役所が作るのかとかいうようなお話があるかと思えますが、恐らく、すみません、ちょっとそこは確認してないんですが当然災害弔慰金の法律の支給の施行令というものがございまして、そちらでこういった書類を提出するとか、例えば死亡診断書であるとか、災害関連死に至った経過であるとか、そういったものをですね、提出して、それを基に審査するというような流れになろうかと思えます。

すみません、ちょっと今回はですね、災害弔慰金の部分についての審査会というようなことでございますので、災害見舞金であるとか、災害に関する貸付金ですか、そういったものをこの弔慰金の審査会で、失礼、この審査委員会のほうで審査するののかというようなことについてはですね、議論にならなかったと、意見もなかったというようなところでございます。

以上でございますけど、答弁漏れがございましたら指摘をお願いしたいと思います。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 具体的なですね、この審査会を置かなければ困るような事例があるのかと、この質問にはお答えいただいてません。僕はそんな事例はなかったんじゃないかと思うんです、今までの経験の中で、実態が、状況が。

それから、一応手続上ね、このお見舞金の支給は住所、氏名や等々書いていただくかもしれませんが、これはいわゆる税のこの申告制みたくですね、自らくださいよってこういうもんじゃないと思うんです、お見舞金なんですから、弔慰金なんですから、大変な被害を受けた方にですね、役所のほうからお見舞金を出すというこういう精神のもんだと思うわけです。手続上はね、そら書類を書いてくださいよ、どこの誰が亡くなったんですよってそら書くでしょうけども、税の申告のようにですね、私頂戴よって言って申告するようなものではないってことは僕は明らかなだと思っんです。

そういうことから言えばですね、今の説明ですと、災害が起きても、そういう難しい案件がなければ、この審議会が開かないんだと、自分たちで決定して早急に支給をするんだと、そういう運営をするという具合に理解をしてよろしいのかと、この制度があるから何が何でも全部この審議会をつくってですね、災害が5件以上でしたっけか、あるいは災害援助法の大変な被害が起きたときには、これをつくるのかと、そして、そういう意味ではですね、これはお見舞金だからそういう形になってるけども、実際の生きてる人たちが生活を支えるということになりますと、生活資金なりですね、営業資金を、あるいは家を直す資金を無利子でお借りをすると、災害に関連してですね、そういう制度があるわけですから、その制度についてはですね、自分たちで判断するけど、こっちのほうは審議会をつくって判断するよというような、こういうですね、何ていうか、場違いの事態になってるんじゃないかと思っしますので、私はこの条例案は破棄をしていただいて、十分検討し直してですね、再度必要なら出していただくと。どうどうこういうケースがあつて、こういう場合に必要であつたから、その審議会が設けなきゃならないんですよと、こういう論理立てを明確にしていきたいと思っます。質問と要望と兼ねちゃつて恐縮ですけども、そういう具合に思っますがいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） すみません。まず、こういった組織がなくて困つた事例があつたのかというような御質問でございますけれども、まだ下田市ではこういった事例はござ

いませんけれども、今後、万一こういった事態が発生した場合、これについてはですね、市町村が災害死と認めた場合には、その災害弔慰金を支給できるというような制度でございませぬけれども、あくまでも先ほど申し上げましたように災害関連死ということで災害等直接関係あるのか、ないのかといった事例を市町村が判断できない場合に、こういった審査委員会に諮って、判断を仰ぐというような内容でございませぬ。

例えば、この自治体に、そういった審査委員会というような組織がない場合にはですね、やはり都道府県にこういった事務を委任しなせぬ、委託しなければならないということで、恐らくですね、時間が非常にかかるのではないかとせぬところだございませぬ。

関連死については、先ほど申し上げましたとおりに、様々なケースが想定されると思ひませぬので、それを市が独自になせぬか判断はできないとせぬところだございませぬ。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） そうであればですね、当然お医者さんだから、弁護士さんだからってですね、結論を出すには判断の基準というものは必要だろとせぬと思ひませぬ。何の基準を持って、この判断をするのかと。ただ、その肩書があるからですね、これはこう思ひよ、ああ思ひよってせぬのは、議論であってはいけぬと思ひませぬ。

それから、先ほど言ひましたように、基本的にはせぬような難しい問題が起きぬ限り、この委員会は設置をせぬということが一つだせぬ。これは5人の専門家とせぬ思ひませぬ、やはりそこにですね、判断の基準というものがぬ限り、それは公平さや真実って言ひたらいいんでせぬか、真理を追求できないということになせぬかと思ひませぬ。その基準は全部5人の人にお任せですよとせぬような、せぬ態度でよろしいのかと、審議会とせぬのはせぬものかという具合に私に思ひませぬがいかだせぬか。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） すみませぬ。どういった基準で判断するのかとせぬようなことについてはですね、審議はございませぬでしたけれども、やはり、ある程度国の基準があるとせぬようなことだせぬ。

じゃ例えば、災害当日に亡くなつた方は災害関連死として認められるとか、1か月以上たつた方は、ちょっと災害関連死の可能性が低いであるとか、例えば自殺された方はどうだろとせぬような、ある程度、国の基準があることだせぬので、その基準に従つ

てこの審査委員会は判断を行っていくというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

3番 浜岡 孝議員。

○3番（浜岡 孝） ただいまの弔慰金に関しての追加の質問になろうかと思えますが、私はこのようないろんなケースのときのためにですね、準備をしていくことは賛成でありますし、この条例改正には賛成の立場ではあるのですけれども、医師、弁護士に関しましては国家資格を持った専門家であるので問題ない。冒頭の全体会議のときにですね、事前に決めていくのか、後で決めていくのかという、後で決めるのかというふうなこともございましたが、まず一つ目にはその追加の議論があったかどうかについてお伺いしたいと思いますし、あともう1点は参考としてですね、医師、弁護士のほか、市長が適当であると認めるものというふうにあります。これは具体的にはどういう方々を対象としてイメージしているのかの議論はありましたでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 委員の人選についての御質問でございますけれども、委員会の中で質問したところ、今のところ特に決めは考えていないというようなことでございました。最大で5人というようなことでございますので、最初であればですね、弁護士の先生、医師の先生お一人ずつ、もし医師会、弁護士会等々の協議の上ですね、可能であればお二人ずつぐらい出していただければ望ましいというようなことでございました。

福祉事務所長からはですね、参考に県内の事例を報告していただきましたけれども、医師のほうで内科医、それから外科医、精神科医をお一人ずつ出しているというようなお話もございました。

そのほかですね、市長が認めるものというものについてはですね、弁護士の先生ですとか、医師の先生の補助をしていただけるような方がよろしいのではないかなというようなことでございます。これも参考でお聞きしたところ大学の先生にお願いをしているところがあるというようなことでございまして、そのほかにもですね、例えば、医療のソーシャルワーカーですとか、そういったような方が考えられるのではないかなというところでもございまして、今のところですね、当市においては決定しておりませんが、これから検討をしていくというような状況であるという答弁をいただきました。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

ここで休憩します。

11時30分まで休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時30分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第81号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第81号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第82号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第82号 下田市災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

災害を受けて弔慰金や見舞金をですね、支給の対象に、お亡くなりになったり、お見舞金をあげると、こういうような形態の中ではですね、その調査は市職員が行ってまいったと思うわけです。そして、死亡原因等につきましては、お医者さんがこうこうこういう理由だと、死亡診断書をお書きになると、こういう経過になるかと思えます。それで、関連死というような形で困難な場合があるんだと、こういう説明でございますが、関連死におきましても、当然主治医なり、その人がかかっているお医者さんがまず一定の判断をしてですね、死亡診断書を出すというこういう段取りになっていこうかと思うわけであります。

そういう状態の中で、さらに審議会を設けて、審議会の規則も国が決めてある規則で判断するから間違いないんだよと、そういうことではなくてですね、やはり、今までそんな審議会を設けずに市の調査と、市の判断で、市長の判断でですね、支給ができてきたというのが実態であろうかと思えます。法律を、条例を改正する具体的事例もですね、困難さもないにもかかわらず、国が言ってきたからこれをやるんだと、こういうような進め方は市民の立場に立った行政の進め方とは必ずしも私は言えないのではないかと思うわけであります。

そういう意味におきまして、下田市の災害弔慰金の支給に関する条例につきましては、従来どおり市長が責任をもって判断をして、お見舞金あるいは弔慰金を支給すると、こういうことが最善の仕組みであり、方法であろうかと思うわけであります。

しかも、災害を受けた方はお見舞金だけではなくて、今の仕組みの中ではお金を借りることができる、無利子で借りることができるという制度があるわけであります。それらの制度につきましては、市の職員が独自に判断するけど、お見舞金のほうは審議会をかけるんだと、こんなですね、つじつまの合わないような行政のやり方というのは私は問題があると、したがって、この下田市災害弔慰金の支給に関する条例の改正は廃止、改正をしないと従来どおりの市の取組で進めていくということが最良であると判断をするものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 天野美香議員。

〔6番 天野美香議員登壇〕

○6番（天野美香） 議第82号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の意見を述べさせていただきます。

近年の災害状況、さらに今後起こり得ることも考えられる災害の備え、対応の観点から、また、災害関連死等の判断が困難な場合は県への委託も可能ではありますが、災害弔慰金等の支給に際して遅れが生じることにもつながり、そうしたことは迅速化の面においても、また住民の不利益となることから、条例を改正する必要性があると感じております。

よって、議第82号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成いたします。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 議第82号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を申し上げさせていただきます。

本条例はすることができるということで、しなければならないといった条例の改正ではございません。災害発生時において、市はあらゆるケースを想定して備えをしておく必要があるかと思われれます。その判断が困難な場合は、審議会に委ねますが、判断ができる場合は市で実施するというものでございます。その判断が困難な場合、県に委託した場合、判断を決めるまでに時間がかかってしまう。そうならないために市独自で合議制の機関、審議会を設置するものでございます。

本条例を、一部を改正しないことは市民にとって不利益につながることから、条例改正に賛成の立場で意見を申し上げます。

○議長（中村 敦） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦）

これをもって討論を終わります。

御異議ありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） お座りください。

起立多数であります。

よって、議第82号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第83号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、議第83号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第84号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例及び下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第84号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例及び下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この題名を聞いて、どういうことなのか理解ができる方はなかなかいないのではないかと思います。題名も非常に長いと、しかし、介護保険に関するですね、中核的、中心的な人材の要件を定めている内容であろうということは御理解がいただけるかと思うわけであります。

今日、この議会で出てくる前にテレビを見ておりますと92歳のお母さんを60代の息子さんが2009年からがんの病気になって2019年には脳卒中を起こし、介護度5のですね、寝たきり

の状態で介護してきたこの方が残念ながら息子さんがお母さんが苦しいから死なせてほしいということで、同意をして殺人の罪に問われるということが報道されておりました。

まさに今日の介護保険を取り巻く介護の課題というのは大変重大な内容を、重い内容を私は持っているのではないかと思うわけであります。訪問介護にしましても、訪問看護にしましても、介護にしましてもですね、国の政策によって、成り立たなくて、そういう事業をやめざるを得ないというようなことがですね、各地で報道をされていようかと思うわけです。

そういう状況の中で、国が示しましたこの官報の内容によりますと、恐らく当局もこの官報の判断に基づいて判断をされたものと思いますが、介護保険制度の見直しに関する意見、令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会において、センターというのは地域包括支援センターのことでございますが、センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種、3職種とは保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のことを指しているわけでございます。介護地域包括支援センターには、この免許を持ちました3人の方は最低置かなければならないという、こういう規定が介護保険法の施行令140条の66の1とかというところで定められているわけであります。

これをセンターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3種目を配置することなど柔軟な配置基準を進めることが適当であるとされた。また、令和5年地方分権改革提案において包括支援センターの職員確保が困難なため、配置要件の見直しの提案がなされたことを踏まえ、地域包括支援センターの職員配置について柔軟な配置を可能とするため、所要の改正が行われたんだと。

そして、皆さんのお手元に配らせていただきましたが改正の内容というのは施行令によりまして、65歳以上の方が3,000人以上から6,000人につきましては先ほど言いました3職種の人々を3人きっちり置かなければならないと、こういう規定になっているわけです。65歳以上の方が1,000人しかいない自治体におきましては、その3職種のうちの1人1職種のみを正規職員として配置してもいいですよと、2,000人の場合には、3,000人以下の1,000人以上3,000人以下の場合には、2職種を置けばいいですよと、こういう規定があって、さらにこの3職種につきましては施行令において準ずるものというようなことが定められているわけであります。

保健師さんがいなかった場合には、看護師さんがその介護の職に、たしか3年以上だったかと思いますが、経験を有している人をもって保健師とみなすことができると、あるいは社会福祉士につきましても、県の研修を受けて実務を5年ほどとか積みばですね、社会福祉士

として配置ができる。ケアマネについても同様な規定があるわけであります。

そういう状況の中で、下田市のケースは65歳以上の方が大体5,000人程度だと思っておりますので、一地域包括支援センターを置けばよろしいと、こういうことになろうかと思うわけですが、地域包括支援センターにおける柔軟な職員の配置のこの表におきましては人口が多くて、1万2,000人も65歳以上の方がいらっしゃると、こういう自治体においては、地域支援センターを2か所持つというようなことがあるわけであります。1万8,000人以上のお年寄りがあるということになると、3か所の地域支援センターを持つと、この地域支援センターは御案内のように、地方自治体の下田市、ここで言えば、下田市が配置をするという、御案内のように介護保険の介護につきましても、ヘルパーさんにしまして、何にしまして、市の直営はなくて、社会福祉法人だとか、NPOに全てそのサービスは任せているわけであります。地域包括支援センターは、しからば、何をやるのかと、介護保険の中核的な大切な仕事をしているところであります。

その第1は、介護予防ということであります。寝た切りにならない。そういう予防の活動をして、下田のお年寄りが豊かに暮らし続けることのできるようなまちづくりをするということではないかと思っております。

第2は、相談事業をするということであります。これは、介護だけではなくて、医療や社会福祉や介護と、この3つを一体としてですね、包括的に相談事に応じて物事を解決してあげるといふ大変なこの任務を負っている地域包括支援の職員だということと言えようかと思うわけであります。

第3は権利関係というところでございます。消費者問題であるとか、あるいはお年寄りが持っている財産をどのように管理していったらいいのか、成人の後見人の制度がございますが、そういうものにつないでいって、お年寄りが詐欺に遭うことなく、豊かに暮らすことができるような支援をしていこうという内容でございます。

第3は、先ほど言いましたように、地域の包括支援、医療機関や介護施設や、あるいは福祉施設、下田市にありますあらゆるお年寄りを支える施設を包括をして、その人を支えていくという計画を地域計画をつくるというような任務を担っている。まさに介護保険の中核を担う部分が地域包括支援センターだと、こう言ってもいいかと思うわけであります。

ところが、人材がないからといってですね、その例にありますように、保健師さんの例で言っておりますが週に3日24時間働ける人と、週に2日16時間、いわゆるパート職員でもいいですよと、5,000人からのお年寄りのお世話をするですね、介護保険の中核を担うこの部

分が、パート職員でもいいんだとこういうような引き下げた改正を国がしてまいっているわけでありませう。

下田市は全く今日におきましては、この3職種につきましては、社会福祉士等につきましては、2名の方がいらっしゃる、1名のこの保健師さんのほかにですね、介護に関わるパートの職員の方もいらっしゃるということで、全て充足をされておまして、今日におきまして、この法律を改正する必要は、条例を改正する、この条例を改正する要件は全くないと、こういう具合に私は判断するものであります。

そして、しからば、何でこんなものを出してきたのか、やがて、人材がなくなって困るので、これを改正していくんだと、考え方が皆さん後ろ向きではないでしょうか。地域包括支援センターにこの3職種の人々がきちんと正規の職員として雇う必要があるならば、きちんと雇っていく、そういう人材がないならば、国や県にそういう人材を育成してくれるように、あるいは自らもそういう人材を育成していくように努力をすることであって、相撲の土俵であるようなこの枠組みをですね、変えてまで緩やかにしていくというのは、まさに介護保険の破綻や破壊を進めていくことに私はならざるを得ないと考えるものであります。

したがいまして、この議第54号の改正案については、これは現在、失礼しました84号の改正案につきましては、全く現時点で下田市にとっては必要のないものであるし、まさに介護保険をどのように考えていくのかという理念に関わるものであります。理念に関わるものであれば、きちんと理念を求めていくと、国や県にですね、こういう職種をきちんと育ててほしい。

そして、既に民間の業界におきまして、ヘルパーさんがなかなか確保できない、あるいは訪問看護の看護師さんが確保できないと、こういう状態があるにもかかわらず、この条文をですね、法令の条文をいじって、そんな状態でもいいんだよというような方向に持っていくことは、これは国や県に対して当市議会として、そういうことではあってはいけないときっちり人材を育て、介護保険を成立できるように運営をさせていただきたいと、こう要請を出していくことが下田市が行うべきことであって、国の指導に従って、このような改正をしようということには反対をしまいらなければならないと判断をするものでございませう。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○7番（岡崎大五） 議第84号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例及び下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

地域包括支援センターというのは2006年、平成18年、今から約20年近く前にですね、介護保険法の改正によって発足運用が開始されたものでございます。日本独自の制度で65歳以上の高齢者を対象に、急性期から在宅、リハビリ、施設療養等、高齢者の変化する体も心も変化します、変化する状態に応じて御本人が住み慣れた地域、すなわちこの下田でですね、自分らしく生きられるよう、介護、医療、保険、福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口です。成年後見制度や消費詐欺予防、虐待に関しては社会福祉士が、医療に関しては保健師等が、介護関連は主任ケアマネが行い、ワンストップ、垂直型で、ここから病院、居宅、介護支援事業所、関係各所に連絡が行き、支援金などの手続も含めて現場での対応がなされます非常に優れた制度ですね。

全国に5,000、現在全国に5,431か所ありまして、まず、沢登委員の説明でもありましたけれども二、三万人に1か所が目安ということで、都市部を中心に80%を社会福祉法人等が業務委託で行っていますけれども、下田市では市民保健課の中にあります。

社会福祉士、保健師等、主任ケアマネジャーの3職種は専ら専従で常駐することが定められていますが、各地で人材確保が難しくなっております。社会福祉士におきましては、不足が指摘されております。保健師におきましては、下田市では今現在、随時募集を行っているということで専門職が足りないこの市役所の中の状況が保健師に表れている。大都市部ではですね、平均を大きく下回るという有資格者しかいない。東京とか、神奈川とか、名古屋とかですね、大阪、そういったところでは非常に不足している。

ケアマネジャー、介護支援専門員ですが、ケアマネジメントに係る諸問題に関する検討会というこれ厚労省が今年の6月アンケートを採ってですね、ケアマネの問題を取り扱っておりますけれども、今回の改正で最も大きなものがこのケアマネが不足しているという事態であろうかというふうに推察されます。

来年は2025年になります。75歳人口が人口の18%を占めてくる、すなわち超高齢化社会を迎える。すなわちこれからですね、長生きしていただける皆さん、増えていく、そうなることで、この地域包括センターの役割というのはですね、今よりもさらに拡大していく可能性が考えられるわけです。そんな中、ケアマネに関してはですね、有効求人倍率が4倍、4

か所の応募に対して1人しか募集に対して1人しか応募がないという、そのぐらいの人材難になっておりまして、さらに主任ケアマネ、これをですね、地域包括センター置かなければならないんですけれども、5年の実務経験がある、あるいは3年の実務経験の上に研修が義務づけられておりますが、その上で主任ケアマネジャーになれるということになっておりますが、これ全国でですね、70%が不足、あるいは大きく不足しており、業務委託を請け負っていた社会福祉法人が、業務を廃止する例も見受けられてきていると、そういったレポートがこの6月の検討会の中で報告がされているところでございます。

どうして足りないのかというところではですね、募集しても応募がないという現状が非常に深刻さを表しているかと思えます。人材難の原因は、賃金処遇の低さ、業務範囲の広さ、事務負担の大きさが上げられ、現場サイドでは希望に応じた労働時間、フレックス制とかですね、休日の柔軟性が求められているところでございます。

そこで、不足する3職種の新たな要因として、超高齢化社会を迎えていくということではですね、ケアマネにしても、保健師にしてもですね、こういった支えてくださる人も皆さん高齢化していくわけございまして、それで若い人材がなかなか入ってきてくれないといえますか、追いつかないような今現状の中で、なかなか難しいということもあるわけですね、資格を取るのが難しいってこともあって、追いつかない現状の中で、市民保健課側とも話はしたんですけれども、やはりこれからですね、資格がある人がそれこそ一回リタイアされた後に、もう一回戻ってきてもらって、お手伝いいただくようなケースというのは、この市役所の職員のケースも含めてですね、多々出てこようかと思うんですね。

ただですね、やはりお年を召されてですね、フルタイムで働くのはちょっと大変だっていうような人材もございます。そして、ただフルタイムでなければ働けるといふ人材が潜在的にいるということから厚労省のほうでは、今回、法改正に踏み切り、下田市でも将来あるいはこれは喫緊の問題としてあるんですが、ぎりぎりやってるとですね、担当者の急な長期病欠等にですね、不測の事態に 대응できないというような事態が生じる。そういったことも考え合わせての条例改正となります。

日本独自の地域ケア、地域包括ケアシステムそのものは、世界の先進事例として大成功しており、制度を維持する考え方は、沢登さんの言うような考え方は間違いではないと思えますけれども、制度を守るための制度であってはならない。あくまで高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための措置、運用が必要で、今回の改正に至ったものと受け止められております。

以上の点から、この条例改正には賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 議第84号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例及び下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

日本全体が人口減少、それに伴い働く仕事、資格を持った方が減っていく中、また、これまでのフルタイムという雇用からそれぞれの働き方の選択が今現在行われております。沢登議員の反対の立場の意見の中では、パートタイムで仕事をされる方に、こういった重要な仕事を任せるべきではないといった発言がございますが、仕事の質にパートタイムもフルタイムもないと考えております。また、それぞれの事情によって、パートタイム、短時間で雇用されて優秀な行政のための仕事を皆さんされてると思われます。

そういった中、常勤換算により欠員が解消されるという今回の条例改正については必要なことであることから、賛成させていただきます。

○議長（中村 敦） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議ありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） お座りください。

起立多数であります。

よって、議第84号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例及び下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

1時5分まで休憩します。

午後12時04分休憩

午後1時5分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、討論、採決を行います。

次は、議第85号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第85号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第86号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第8号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第87号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第87号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第88号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦）

討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第88号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第89号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって議第89号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第90号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第90号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第91号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第91号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第92号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第92号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第93号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第93号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）に反対する立場から発言をさせていただきます。

11月の25日に高裁のほうに控訴がされたと、内容的には皆さん御案内のように、一部事務組合の負担金や支払い、支出をですね、差し止める、払うなどという、こういう裁判であります。御案内のようにこの裁判は下田市が訴えられたと同時に、一部事務組合も訴えられております。

そして、その裁判費用につきましては、着手金として80万円、消費税が8万円で88万円と、こういう数字になっていようかと思うわけでありまして。一部事務組合のほうは同じ案件でありながら100万円、消費税が10万円で110万円だと、そして、これらの訴えた側の私どもの藤森弁護士への費用は、こちらもなかなかお金がないということで20万円で受けていただいているわけでありまして。

下田市と一部事務組合の両方の着手金は合わせて20万プラス20万で40万だと、どうしてこのような違いが同じ弁護士で出てくるのかと、こういう問いに対しまして、当局からの回答は次のようなものであったわけです。

出廷回数、いわゆるどれだけの時間がかかったか、あるいはどれだけ難しい複雑な内容を含んでいるかによって決まるんだと、時間数や難しさなどというようなことがですね、量りの、量っていくのだというようなことが決められることではないと思うわけでありまして。弁護士さんへの相談事は30分5,000円、そういう相談事への協定料金があり、控訴をしたり裁判を受けるといような場合には、それなりの基準や規定があるはずであります。

それを、あたかもそういう基準がないかのような答弁で33万円だと、恐らく3万円が、失礼しました30万円が費用で、3万円が消費税だと、33万だと、こういって、これらの費用は着手金であると、そのほか、成功報酬があるんだと、裁判に勝訴した場合には弁護士さんにさらに成功報酬を払うと、これも一般的には0.何%とか、金額や等々によって決まるところであろうかと思いますが、成功報酬を払うことは決まっているけど、幾らどのように払うのか決まっていないと、まだ決まっていないんだと、こういう形で予算を計上してまわっているわけでありまして。

弁護士さんときっちり話合いをして、成功報酬まで含めて、どれだけの費用がかかるのか、あるいは現在の想定のところの着手金は幾らで、しかも、この経過を見ておきますと、何回の弁論をするかというのは、弁護士さんや原告や被告が決めることではございません。裁判官が決めることです、状態は。何回の弁論をするか、どういう承認を招集するかということは、こういう人を招集してくださいということは原告及び被告のほうで申し述べるかもしれませんが、そういう審議を進めていくというのは、皆さん御案内のように裁判官が決定をしていくというこういう仕組みに裁判は、なっているわけでありまして。にもかかわらず、着手金が33万円で予算措置をすればそれでいいんだと、どういう経緯でこれが進められていくのか、成功報酬は幾らなのか、こういうことさえ決めずに予算を出してくるということは、甚だ議会としては、遺憾であるところ考えざるを得ないと思うわけでありまして。

きっちり弁護士さんと相談をして、全体の把握ができるように予算措置をするべきであるということは、私は明らかであろうと思うわけでありまして。

そういう経過を踏んでいない、この補正予算の第9号は、皆さんの心意気によって否決をしていただきたいと考えているものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○7番（岡崎大五） 裁判費用に関しましては、今、今回の委員会でも課長のほうから説明がありまして、まず、この民事裁判ですけれども、金額が設定されてない裁判でございます。ただ、この執行、予算の執行が滞った場合にですね、こういった被害が下田市に与えられるかということを勘案しますと、相応の、相応の被害が考えられるわけですけれども、現時点でこういったそこら辺の話合いが弁護士さんとの間で深められているかというところまでいっていないということで、現状の中で前回88万円、今回33万円ということで費用計上されまして、裁判に当たるということは、それほど民事裁判というのは最低10万円でございますんで、それから考えると、そこまでべらぼうな額でもなく、妥当な額かなというようなところで理解ができるというふうなことで、これを何ていうんですか、反対してですね、予算措置をしないとこのほうが被害が大きくなるというふうに考えるところでございますが、いずれにしましても、第1回の判決がですね、地方債の判決が棄却ということですね、門前払いになっているところで、さらにまた高裁へというところで、市民としてはですね、市民感情としては下田市が負担する裁判費用やむを得ない部分もあるけれども、そこで何か市民が結局そのお金を何て言うんですかね、税金の中から出さなければいけないこの現実に対しては、その納得できないのではないかなと、そういう感情はあるものの普通の市民感情としてこれは当然支払う必要があるだろうという結論に達するのではないかというのがおおむね委員の発言だったということで賛成するものでございます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議第93号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

◎発議第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、発議第7号 下田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 発議第7号 下田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

発議第7号 下田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

令和6年12月13日。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 江田邦明。

同 渡邊照志。

同 鈴木 孝。

同 柏谷祐也。

提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行に伴い、同条例中の一部用語の改正が必要となるためでございます。

条文につきましては、右側のページのとおりでございますが、議案とともに配付させていただきました発議第7号 下田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明資料により概略の説明をさせていただきます。

説明資料の1ページをお開きください。

今回の条例改正に関します新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの箇所が今回の改正部分となっているものでございます。

今回の改正につきましては、提案理由でも触れておりますとおり、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されたことから、罰則規定で懲役や禁錮といった文言を使用している箇所を拘禁刑に改めるというものでございます。

これは、今定例会に当局から提案されました、議第81号 刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてと同様の内容であり、下田市議会の個人情報保護に関する条例におきましては、罰則について規定しております、第52条から54条の条文中に、懲役という文言が使用されておりますため、これをそれぞれ禁錮刑に改めるという内容でございます。

発議書に戻っていただき、附則でございますが、1項では施行期日を、刑法等の一部を改正する法律の施行日とし、2項においては経過措置について規定するものでございます。

なお、今回の条例改正につきましては、罰則規定に関する条例の制定改廃であることから、静岡地方検察庁へ今回の条文改正についての協議を行っておるところでございますが、検察庁からは特段の意見なしとの回答を得ているところでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、発議第7号 下田市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 提出者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。失礼、提出者は自席にお戻りください。

発議第7号 下田市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第7号 下田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、発議第8号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について、発議第9号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書の提出について、発議第10号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について、以上、3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 朗読をもちまして、提案に代えさせていただきたいと思えます。

発議第8号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、地震財特法の延長に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に提出するものとする。

令和6年12月13日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 柏谷裕也。

同 渡邊照志。

同 鈴木 孝。

同 江田邦明。

提案理由でございますが、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長を求めるためでございます。

右側の地震財特法の延長に関する意見書。

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づく地震対策を鋭意検討しているところである。この計画は、令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により、得られた教訓を踏まえ、県及び市町村が一体となって、緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地、避難路の整備等をより一層推進する必要性が生じている。したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実を求めていかなければならない。

よって、国においては地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を延長するよう強く要望をする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日。

衆議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、参議院議長、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣宛てに送るものでございます。

引き続きまして、発議第9号 伊豆縦貫自動車道の早期全面開通を求める意見書の提出についてを提案をさせていただきます。

地方自治法第99条の規定により、伊豆縦貫自動車道の早期全面開通を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、財務大臣、国土交通大臣に提出するものとする。

令和6年12月13日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 柏谷裕也。

同 渡邊照志。

同 鈴木 孝。

同 江田邦明。

提案理由でございますが、伊豆縦貫自動車道の早期全面開通に向け、河津下田道路の早期全面開通や天城峠道路の早期工事着手と未事業化区間の早期事業化を求めるため。

右側の意見書を提案させていただきます。

伊豆縦貫自動車道の早期全面開通を求める意見書。

伊豆縦貫自動車道は、新東名・東名から伊豆半島南部までを結ぶ高規格道路であり、日常生活や観光産業活動の交通手段を自動車に依存せざるを得ない伊豆半島において、重要な社会基盤である。

また、経済の好循環、災害時の救援活動支援、救急搬送時の医療活動の支援、観光振興の支援など、平常時、災害時を問わず様々な効果を生み出す道路として、その役割が期待されている。

これまでも一日も早い全面開通を目指し、昭和62年に伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会が、平成元年には、伊豆縦貫自動車建設推進期成同盟会が発足している。令和6年6月26日に開催されました合同促進大会では、早期全面開通に関する決議が採択され、自然災害等から住民の命を守る命の道として、伊豆縦貫自動車道の整備を望む機運はこれまで以上に高まっている。

令和6年能登半島地震では、甚大な被害が発生するとともに、多くの集落が孤立した。また、国道249号線や自動車専用道路などの幹線道路が土砂崩れ等により通行止めとなり、支援助物資の輸送や救援部隊の移動に多大な支障が生じ、道路整備の重要性が明白となった。

静岡県においても、南海トラフ巨大地震が発生した場合、急峻な地形を有する伊豆半島は陸の孤島となる可能性が高く、緊急輸送道路として伊豆縦貫自動車道の整備が不可欠である。

下田市議会は、伊豆縦貫自動車道の早期全面開通により、伊豆半島の経済的發展や観光振興だけでなく、命の道の役割である安全安心な生活環境の確保を実現するよう、下記事項について強く要望をする。

記

1. 河津下田道路について、事業を推進し早期に全面開通すること。
2. 天城峠道路について、早期工事着手と未事業化区間の早期事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年12月13日。

衆議院議長殿、内閣総理大臣殿、内閣府特命大臣殿、国土交通大臣殿、参議院議長殿、内

閣官房長官殿、財務大臣殿に宛て、意見書を提出するものでございます。

引き続きまして、発議第10号を朗読し提案をいたします。

発議第10号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣に提出するものとする。

令和6年12月13日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者、下田市議会議員 柏谷裕也。

同 渡邊照志。

同 鈴木 孝。

同 江田邦明。

提案理由ですが、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求めるため。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書。

冤罪は国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は人権国家を標榜する我が国にとってももちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとってももちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律、刑事訴訟法第四編（再審法）上の規定は、僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審議の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するために大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例を相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり

直すことを決定することにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国において冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するように求める。

記

1. 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
2. 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
3. 再審決定開始に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年12月13日。

静岡県下田市議会でございます。

○議長（中村 敦） 発議第8号から発議第10号について、提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第8号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑ないものと認めます。

次に、発議第9号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑ないものと認めます。

次に、発議第10号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

発議第8号から発議第10号についての質疑は終わりました。

提出者は、自席へお戻りください。

発議第8号 地震財特法の延長に関する意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第8号 地震財特法の延長に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第9号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

御異議はないものと認めます。

よって、発議第9号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第10号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第10号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中村 敦） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和6年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

議員の皆様にお知らせいたします。

この後、広報委員会を第一委員会室で開催いたしますので、委員の方は委員長の指示に従ってお集まりください。

また、本日午後6時から反省会を予定しておりますので、時間までに会場にお集まりください。なお、その際、服装は私服で構いません。よろしく申し上げます。

以上です。

午後1時43分閉会